（７）電車通沿線地域の景観形成基準（重点地域）　延長 12.1km

電車通沿線地域では、都市軸としての連続性の強化を図るため、市電の車窓からの眺望に配慮した景観形成基準を定めます。

①対象地域

・対象地域は、下図で示す範囲とし、電車通沿道の道路境界線に接する敷地とします。

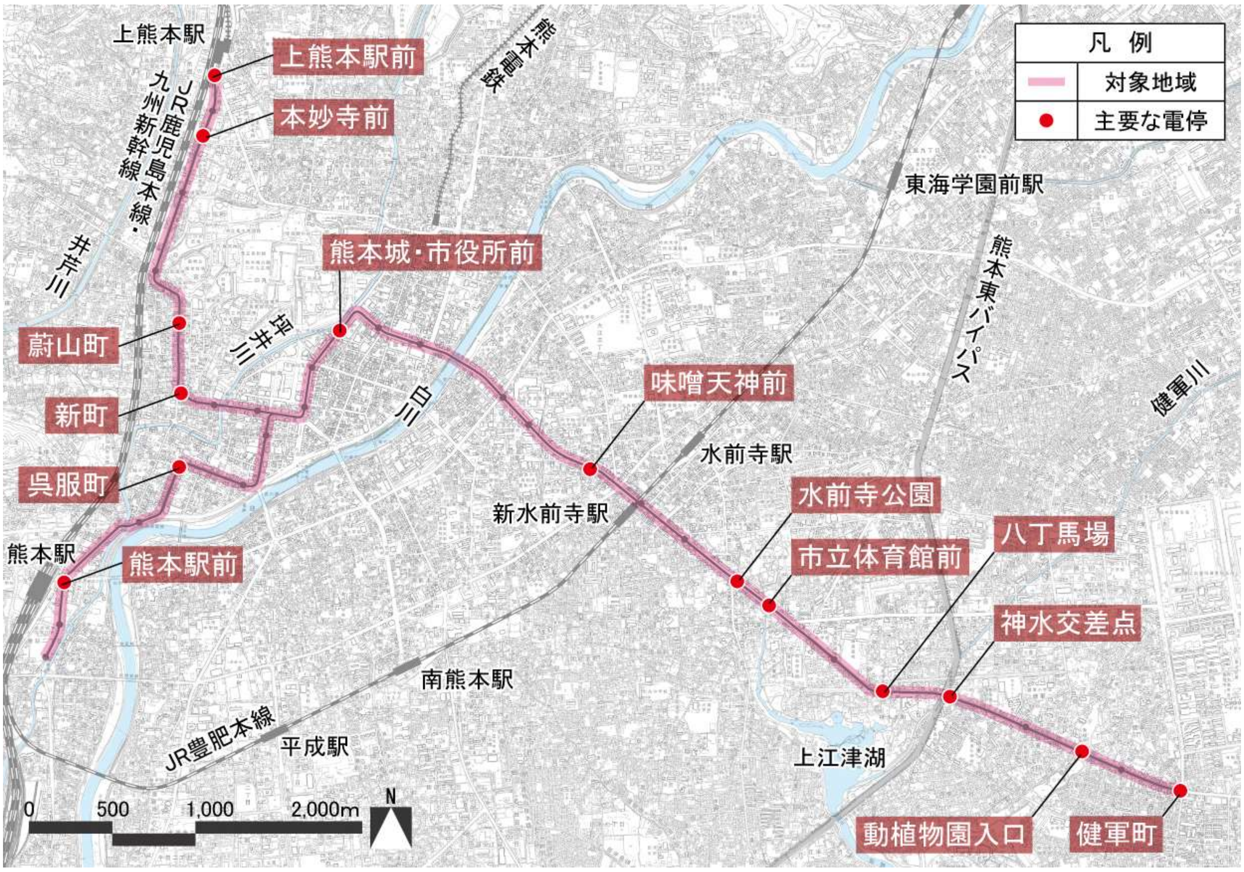

図 3-13　対象地域

②景観形成基準

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>基　準</th></tr>
<tr><td colspan="2">基本事項</td><td>・市電の車窓からの眺望の保全・向上に努め、必要に応じて景観シミュレーションを作成し、景観影響を確認すること。
・本基準の内容の確認と合わせて、景観形成方針（第２章第２節 P58～59）の内容を確認すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更</td><td>位置・高さ</td><td>・通りに面する建築物等のスカイラインや壁面の位置等は、統一感や連続性に配慮すること。
・交差点に面する建築物は、壁面後退等により、視界を広げたり、圧迫感を低減させるように努めること。
・熊本城、水前寺、江津湖周辺地域に含まれる範囲については、それぞれの地域の位置・高さの基準を適用する。</td></tr>
<tr><td>色彩・材料</td><td>・「地域で推奨する色彩」及び「使用できない色彩」は、下表のとおりとする。
・樹木との関係に配慮し、地域の雰囲気を損なわない「地域で推奨する色彩」を使用するように努めること。
ただし、「地域で推奨する色彩」以外を使用する場合は、景観シミュレーションを作成し、事前協議すること。
・対比効果の大きい色彩（色相・明度・彩度）の組合せは避けるように努めること。</td></tr>
</table>

「地域で推奨する色彩」　（マンセル値）

	色相	明度	彩度
明灰色	N	8 以上 9 以下	—
中灰色	N	6 以上 8 以下	—
暗灰色	N	3 以上 6 以下	
明穏色	R・YR・Y 系	8 以上 10 以下	3 以下
	GY･G･BG･B･PB･P・RP 系		1 以下
中穏色	R・YR・Y 系	5 以上 8 以下	3 以下
	GY･G･BG･B･PB･P・RP 系		1 以下

「使用できない色彩」変更命令の対象　（マンセル値）

	色相	明度	彩度
鮮明色	R・YR 系	全域	6 を超える
	Y 系		4 を超える
	GY･G･BG･B･PB･P・RP 系		2 を超える

建築物、工作物の新築、新設、増築、改築、移転又は外観の変更	色彩・材料	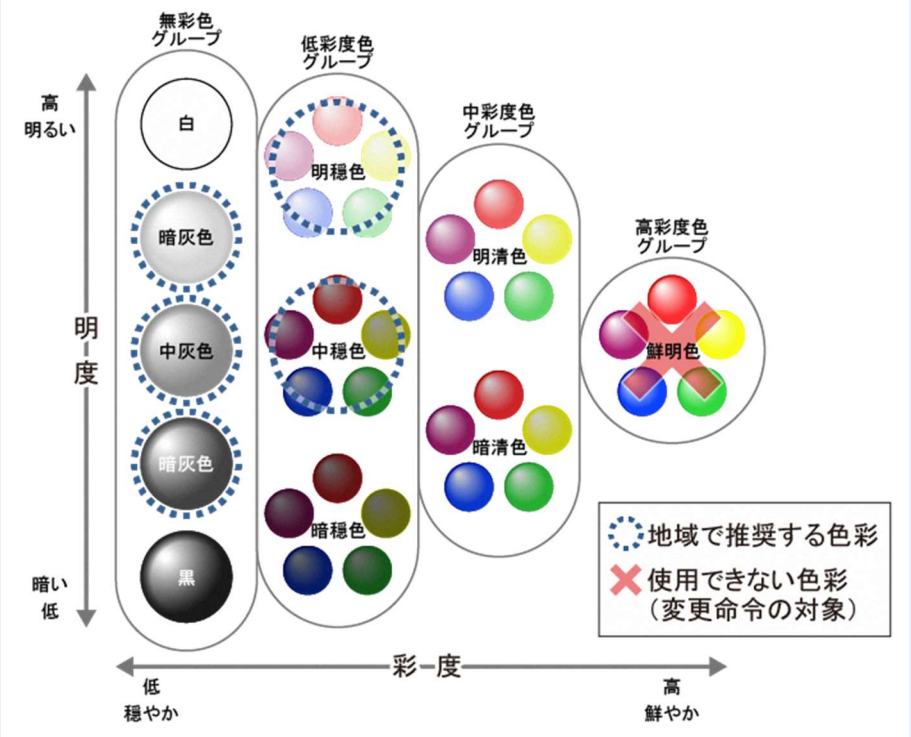
	敷地の緑化	・屋上緑化、壁面緑化などを活用し、眺望景観にも配慮しながら積極的に緑化を図ること。
	その他	・外部の照明には、温かみのある光源を使用し、落ち着いた夜間景観の演出に努めること。

凡　例

景：熊本市景観計画
屋：熊本市屋外広告物ガイドライン
緑：熊本市緑の基本計画
光：熊本市光のマスタープラン
公：熊本市公共サインガイドライン
樹：熊本市域街路樹再生計画

景 外観に露出する設備類については、建物全体のデザインとの調和に努める

景 建築物の色等は、地域で推奨する色彩を使用する

景 屋外広告物の基調色は、建築物と同色又は調和した色彩となるように努める

屋 突出広告やのぼり旗は、掲出を控える

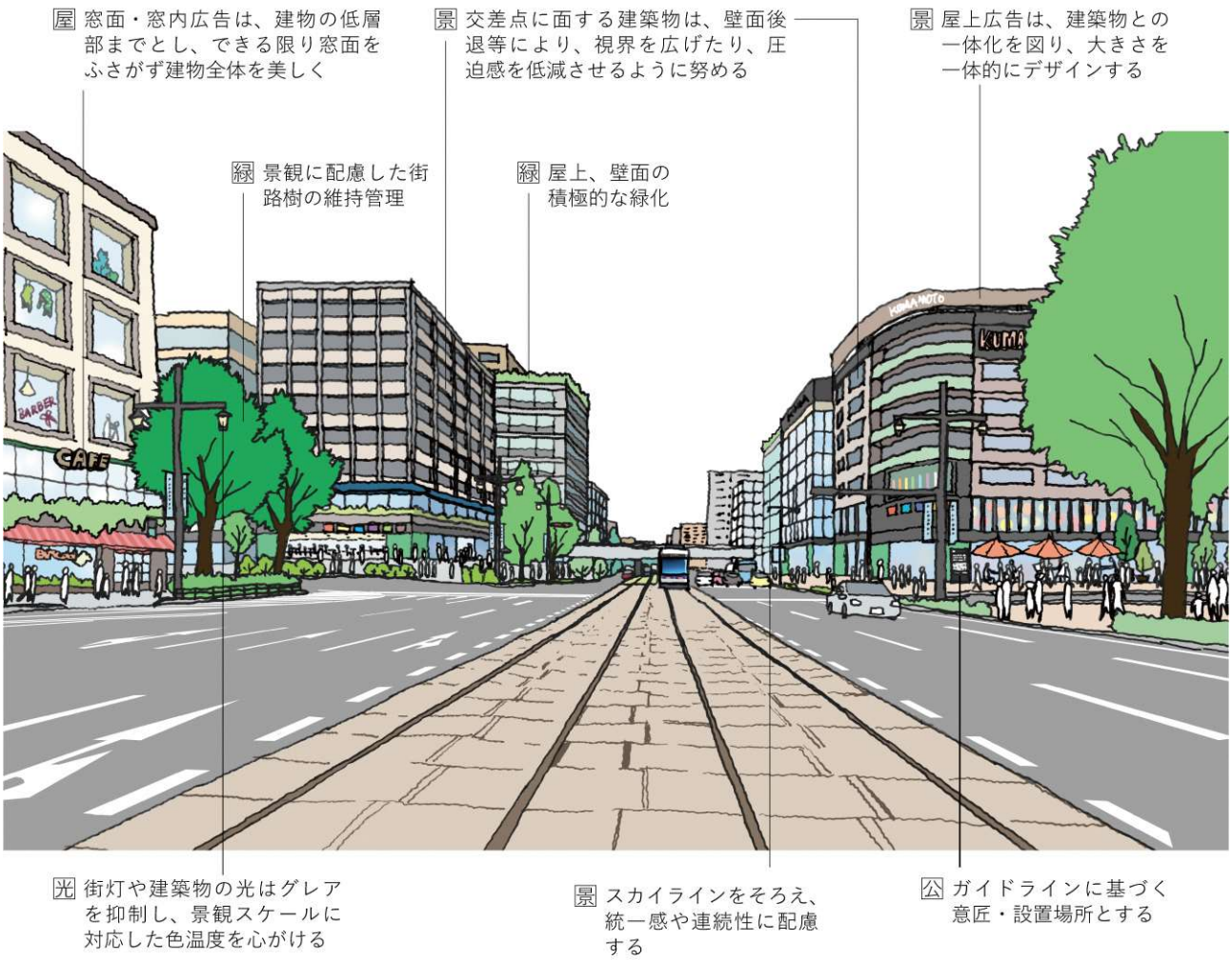

図 3-14　景観形成基準等に基づくまち並み将来像イメージ

※このイラストは、あくまで将来の景観誘導等による眺望全体のイメージを共有するためのものです